

特別養護老人ホームあさがおホール入居 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています（兵庫県指定 2874900539号）

社会福祉法人ひまわり（以下「事業者」という。）は、特別養護老人ホームあさがおホール（以下「ホーム」という。）において、契約者（以下、「ご利用者」という。）に指定介護老人福祉施設サービス（以下、「施設サービス」という。）を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

なお、ご利用者には本人は元より身元保証人等の家族も含み、事業者はサービス従事者をはじめ全ての職員を含みます。

1. 施設経営法人

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人ひまわり |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県朝来市新井 1 4 8 番地 |
| (3) 電話番号及び F A X 番号 | 電話番号 (079) 677-1901 F A X 番号 (079) 677-1988 |
| (4) 代表者名 | 理事長 岩田 優子 |
| (5) 設立年月日 | 平成 2 年 4 月 1 2 日 |
| (6) インターネットアドレス番号 | http://himawari-mission.com/ |
| (7) メールアドレス | iwanegi@silver.ocn.ne.jp |

2. 運営方針（契約書第 1 条、第 6 条参照）

事業者は、当法人の指定介護老人福祉施設運営規定に基づき、ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って施設サービスを提供するとともに、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

また、ご利用者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、市をはじめ他の介護保険事業所や保健医療サービス事業所等との密接な連携に努めます。

3. 利用施設の内容

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 2 階建て 1 棟、木造平屋建て 2 棟 |
| (2) 建物の延べ床面積 | 3, 4 0 5. 1 4 m ² |
| (3) 併設事業 | |

	事業の種類	指定年月日	事業者指定	定員
1	地域密着型通所介護	平成 30 年 10 月 1 日	朝来市指定 2874900497	18 名
2	第 1 号通所介護（総合事業）	平成 29 年 4 月 1 日	朝来市指定 2874900497	
3	短期入所生活介護	平成 12 年 4 月 1 日	兵庫県指定 2874900505	1 名
4	介護予防短期入所生活介護	平成 18 年 4 月 1 日		
5	居宅介護支援	平成 30 年 4 月 1 日	朝来市指定 2874900513	—
6	介護予防支援	令和 8 年 5 月 1 日		
7	介護予防ケアマネジメント	—	委託事業	
8	特定施設入所者生活介護	平成 18 年 10 月 1 日	兵庫県指定 2874900356	26 名
9	介護予防特定施設入所者生活介護			

(4) 施設の周辺環境

風光明媚な朝来市に立地し、播但連絡道の利用により南北の交通も大変便利です。

4. 利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
指定年月日 令和3年3月31日（当初、平成9年）
介護保険事業所番号 2874900539
- (2) 施設の目的
指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、ご利用者が可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホームあさがおホール
- (4) 施設の所在地 兵庫県朝来市新井148番地（JR新井駅下車、北へ徒歩15分）
- (5) 電話・FAX 電話番号（079）677-1901 FAX番号（079）677-1988
- (6) メールアドレス iwanegi@silver.ocn.ne.jp
- (7) 施設長氏名 藤本 智也
- (8) 開設年月日 平成9年6月23日（サービス開始）
- (9) 入居定員 61人

5. 施設利用対象者

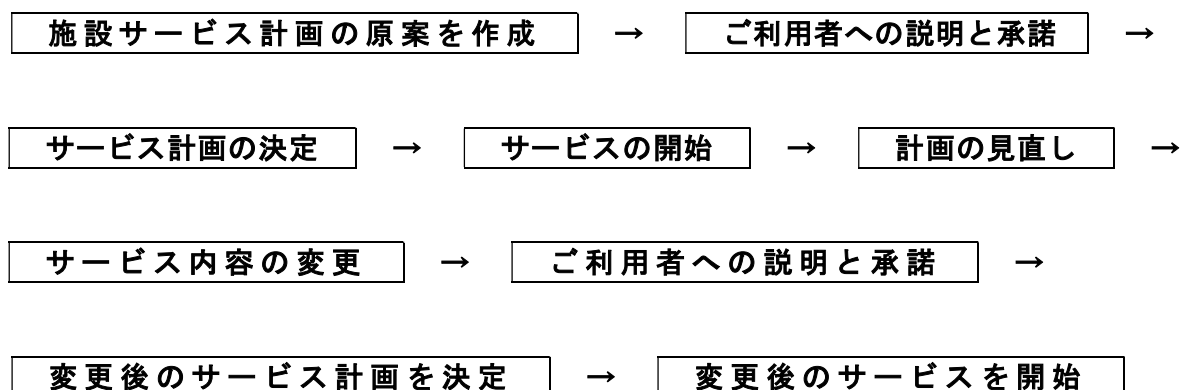
ホームに入居できるのは、原則として、介護保険制度における要介護認定の結果、要介護3以上と認定された方が対象となります。ただし、要介護1・2の方でもやむを得ない理由で居宅での生活が困難な場合は、特例的に入居が認められています。

また、入居者であっても将来要介護の認定者でなくなった場合は、退居していただくことになります。

6. 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第3条参照）

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後、介護支援専門員が作成する介護老人福祉サービス計画（以下、「施設サービス計画」という。）に定めます。

施設サービス計画の作成及びその変更は次の通り行います。



※ サービス計画の見直しは、必要に応じて又はご利用者等の要請に応じて行います。

7. 居室の概要

ホームでは、以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は個室若しくは2人部屋です。それぞれの居室をご希望される場合は、その旨お申し出ください。

ただし、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

区 分	面 積	室 数	居室・設備類
個室	13.1 m ²	57室	床頭台、ベッド、洗面台、トイレ
2人部屋	27.26 m ²	2室	床頭台、ベッド、洗面台、トイレ
食堂	243.50 m ²	1室	テーブル、椅子、喫茶カウンター、温冷配膳車
機能訓練室	57.71 m ²	1室	
浴室	116.54 m ²	6室	特殊浴槽（車椅子仕様、リフト浴）
医務室	24.20 m ²	1室	ポータブル心電計、診療用具一式、車椅子用体重計
静養室	14.52 m ²	1室	2階 床頭台、ベッド
寮母室	25.20 m ²	1室	2階
トイレ	152.87 m ²	35室	居室用31室、共用4室

☆ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者と協議のうえ決定します。

8. 職員の配置状況

ホームでは、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職 種	常勤換算	指定基準
施設長	1名	1名
事務員	3名	1名以上
介護職員	18名	16名以上
生活相談員	1名	1名以上（常勤専従）
看護職員	3名（兼務）	3名以上
機能訓練指導員（看護職員と兼務）	1名	1名以上（兼務）
介護支援専門員	1名	1名以上
医師	1名（嘱託）	1名以上（嘱託）
栄養士	管理栄養士1名	1名以上

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤務体制
施設長	9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0
医師	毎週火曜日 1 3 : 0 0 ～ 1 5 : 0 0
生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人員 9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0 1 名
看護職員・機能訓練指導員	標準的な時間帯における最低配置人員 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0 3 名
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 7 : 1 5 ～ 1 6 : 1 5 2 名 8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0 2 名 1 1 : 3 0 ～ 2 0 : 3 0 1 名 1 2 : 0 0 ～ 2 1 : 0 0 2 名 1 2 : 3 0 ～ 2 1 : 3 0 1 名 2 0 : 4 5 ～ 8 : 1 5 1 名 2 1 : 0 0 ～ 8 : 3 0 3 名
介護支援専門員	標準的な時間帯における最低配置人員 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0 1 名
管理栄養士	9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0

※ 土、日、祝日は上記と異なります。

＜配置職員の職種＞

職 種	内 容
施設長	従業者の管理と介護福祉施設サービスの実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
介護職員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
生活相談員	ご利用者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
看護職員	主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	ご利用者の機能回復、機能維持及び必要な訓練及び指導に従事します。
医師	ご利用者の健康管理及び療養上の指導を行います。（嘱託医）
介護支援専門員	ご利用者の施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
管理栄養士	ご利用者の身体状況、栄養状況等に応じた給食管理と栄養改善上必要な指導等を行います。

9. 介護保険給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

介護保険制度に基づくサービスを提供します。利用料金の内9割が介護保険から給付され、ご利用者の負担は1割となります。ただし、ご利用者によっては2

割または3割負担（平成30年8月から）の方もおられます。市が交付する負担割合証をご覧ください。

（１）サービスの概要

① 食事（調理委託）

- ・ホームでは、管理栄養士が計画する献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため、離床して食事をしていただくことを原則としています。
- ・ご希望に応じて、1階食堂又は各食事コーナー、居室等にて食事をしていただくことができます。
- ・食事時間を次の通りとします。

朝食 7:30～9:30、 昼食 11:45～13:45、 夕食 18:00～20:00

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。入浴日は特定しておりません。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 健康管理

- ・医師や看護職員が健康管理を行います。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑥ 定例行事及び全員参加するレクリエーション

（２）サービス利用料金（契約書第7条参照）

ご利用者が支払うサービス利用料は下記の料金表のとおりです。（サービスの料金は、ご利用者の要介護度に応じて異なります。）

＜従来型個室、1割負担＞

単位：円

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
法定サービス利用料金（日額）	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
利用者負担金（日額）	589	659	732	802	871
居住費（日額）	1,231				
食費（日額）	1,870				
利用者負担金 （月額、31日換算）	114,390	116,560	118,823	120,993	123,132

＜多床室 1割負担＞

単位：円

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
法定サービス利用料金（日額）	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
利用者負担金（日額）	589	659	732	802	871
居住費（日額）	915				

食費（日額）	1,870				
利用者負担金 （月額、31日換算）	104,594	106,764	109,027	111,197	113,336

＜従来型個室、2割負担＞

単位：円

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
法定サービス利用料金（日額）	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
利用者負担金（日額）	1,178	1,318	1,464	1,604	1,742
居住費（日額）	1,231				
食費（日額）	1,870				
利用者負担金 （月額、31日換算）	132,649	136,989	141,515	145,855	150,133

＜多床室、2割負担＞

単位：円

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
法定サービス利用料金（日額）	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
利用者負担金（日額）	1,178	1,318	1,464	1,604	1,742
居住費（日額）	915				
食費（日額）	1,870				
利用者負担金 （月額、31日換算）	122,853	127,193	131,719	136,059	140,337

＜従来型個室、3割負担＞

単位：円

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
法定サービス利用料金（日額）	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
利用者負担金（日額）	1,767	1,977	2,196	2,406	2,613
居住費（日額）	1,231				
食費（日額）	1,870				
利用者負担金 （月額、31日換算）	150,908	157,418	164,207	170,717	177,134

＜多床室、3割負担＞

単位：円

	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
法定サービス利用料金（日額）	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
利用者負担金（日額）	1,767	1,977	2,196	2,406	2,613
居住費（日額）	915				
食費（日額）	1,870				
利用者負担金 （月額、31日換算）	140,112	147,622	154,411	160,921	167,338

※ 所得の低い方は居住費及び食費が軽減されます。

保険者から介護保険負担限度額認定証の交付を受けておられる方が対象となります。
所得に応じて第3段階まであり、それぞれ軽減される額が異なります。

単位：円

利用者負担 区分・基準額		個室 基準額：1,231	多床室 基準額：915	食費 基準額：1,545
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者	380	0	300
第2段階	世帯非課税、年金等の収入 82.65 万円以下	480	430	390
第3段階	① 世帯非課税で年金等 82.65 万円超 120 万円以下	880	430	680
	② 世帯非課税で年金等 120 万円超	980	530	1,420

（3）サービス利用料金の加算（契約書第7条参照）

ホームは専門職の体制強化や個別の機能訓練等で、ご利用者の皆様へのサービスの充実と、より安心して生活していただくことに努めています。このため、介護保険法ではサービス費の加算が認められています。加算の項目は下記のとおりですが、当施設が条件を満たす項目はご利用者の皆さんに加算をお願いしております。

金額はご利用者の負担分で、1割負担の場合としています。（単位：円）

加算の項目	加算対象サービスの概要	単価
サービス提供体制強化加算	介護福祉士や常勤職員、勤続7年以上の従業員が一定以上配置されている場合	6～22/日
科学的介護推進体制加算	事業所が、ケアの内容やご利用者に関するデータの国への提出とそのフィードバックの活用によって、サービスの質の向上を図る取り組み	50/月
日常生活継続支援加算	新規入居者で要介護4.5の者、認知症、喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が一定以上の場合	36/日

夜勤職員配置加算	職員の数が最低基準を1名以上上回っている場合	13／日
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師1名以上配置	4／日

加算の項目	加算対象サービスの概要	単価
看護体制加算Ⅱ	常勤看護師1名以上配置、入居定員が51人以上	8／日
栄養マネジメント強化加算	常勤の管理栄養士（兼務可）を1名以上配置 栄養の管理と計画作成	11／日
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを実施（月2回以上）	110／月
自立支援促進加算	入居者の尊厳の保持・自立支援・重度化防止の推進、寝たきり防止等、医学的評価に基づき、日々のアセスメントの実施、ケアの実施。	280/月
生産性向上推進体制加算	介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する。	10～ 100/月
協力医療機関連携加算	協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、入所者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的を開催することを評価する	50/月
認知症チームケア推進加算	認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に早期に対応するための平時からの取組を推進する。	120～ 150/月
療養食加算	療養食（減糖・減塩）の提供	6／回
経口維持加算	食事の際、摂食機能障害や誤嚥を有する利用への対応。経口維持計画作成	400／月
看取り介護加算	医師、看護師等共同の看取りサービス	72～／日
初期加算	新たに入居された方は30日間加算	30／日
安全対策体制加算	介護事故発生又は再発を防止するための措置が講じられている場合	20/入居時に1回
外泊時費用	入院・外泊等の基本サービス費算定外期間費用	246／日
個別機能訓練加算	機能訓練を指導する看護職員など専門職の配置	12／日
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設の求めに応じ入所者の診療を行う	650～／回
特別通院送迎加算	透析が必要な入居者であり、家族や病院等による送迎が困難である等、やむを得ない事由にて、施設職員が月12回以上の送迎を実施	594/月
退所時情報提供加算	居宅や医療機関へ退所する際に、情報提供をした場合	250～500/回

新興感染症等 施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に 適切な感染対策を行った場合	240/日
生活機能向上連 携加算	外部のリハビリテーション専門医等と連携して 機能訓練のマネジメントをした場合	100（3月） もしくは 200（月）
排泄支援加算	排泄に介護を要する者への多職種の協働支援	10～20/月

加算の項目	加算対象サービスの概要	単価
精神科医療養 指導加算	精神科を担当する医師が、入所者に月2回以上の 療養指導を行った場合	5/日
褥瘡マネジメン ト加算	褥創発生予防のための定期的な評価とケア計画	3～13/月
外泊時在宅サー ビス利用費用	外泊時に在宅サービスを利用した場合の費用	560/日
障害者生活支援 体制加算	障害者を多く受け入れている小規模な施設	26～/日
再入所時栄養連 携加算	入院したご利用者に対して医療機関の管理栄養 士との連携で再入所する場合	200/回
ADL維持等加算	事業所が、ご利用者の心身機能の重度化を防止 し、機能を維持できているかを評価	30～60/月
認知症専門ケア 加算	認知症介護について一定の経験を持った職員が 介護サービスを提供する場合	3～4/日

上記の他、基本サービス費と各種加算の合計額に17.6%を課した額を介護職員等処遇改善加算としてご負担いただきます。

（４）介護保険法の改正に伴う利用料金の変更（契約書第8条参照）

介護保険法の改正に伴い利用料金を変更する場合がありますが、その際には、あらかじめご利用者へ説明いたします。

10. 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

当施設では、ご利用者の皆さんにより快適にお過ごしいただくため、介護保険以外のサービスを提供させていただきます。主なサービスは次のとおりですが、このサービスは介護保険から給付されませんので全額ご利用者の負担となります。

（１）サービスの概要と利用料金

サービスの種類	サービスの概要
特別な食事の提供	ご利用者のご希望に応じて特別な食事を提供します
施設に出張する理 美容	毎月2回の実施 理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪） 美容師の出張による美容サービス（調髪、パーマ、洗髪） 利用料金：1回あたり2,000円～6,400円

移送に係る費用	ご利用者の外泊、外出、受診時の介護タクシー利用 利用料金は実費 移送サービスの場合は、1 km×40円（早朝、夜間：午後 6:00～午前9:00は2割増し48円）
レクリエーション、 教養娯楽、クラブ活 動	教材等の材料費を実費でいただきます。 コピー代は、白黒20円／枚、カラーは40円／枚。複写物 の費用も同様です。

サービスの種類	サービスの概要
エンゼルケア	ご利用者がお亡くなりになった場合、当施設で清拭や身 支度をさせていただきます。 利用料金：10,000円（午前9：00～午後6：00） 20,000円（上記以外の時間帯） ご家族の方に立会いをお願いすることがあります。
健康管理	医療機関への受診、インフルエンザ予防接種
衣類の洗濯物	業者（外注）にて洗濯します。 ご利用者の希望により業者へ私物をクリーニングに出 した場合、実費をいただきます。
その他	在所（籍）証明書等の各種証明書の発行 証明書1件につき350円 サービス提供についての記録などのコピー

（２）利用料金の変更（契約書第8条参照）

各種のサービス単価等は経済状況等諸般の事情で変更することがあります。その場合は事前に変更内容と事由についてご利用者等にご説明します。

1 1 . 利用料金のお支払い（契約書第9条参照）

ホームでの利用料金は、1ヶ月ごとに計算してご請求しますので、請求月の月末までに以下の方法でお支払い下さい。1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

- （１） 次の金融機関からの口座による自動引き落としを基本とさせていただきます。なお、口座振替手数料はご利用者の負担とさせていただきます。

「 但馬銀行 」、「 たじま農協 」、「 ゆうちょ銀行 」

- （２） ご利用者の都合により、上記自動引き落とし以外の方法による支払を希望される場合は、下記指定口座への振り込みでも結構です。（振込手数料をご負担願います）

＜口座名義：特別養護老人ホームあさがおホール 施設長 藤本 智也＞
但馬銀行 新井支店 普通預金 口座番号 7 1 2 1 8 7 9

1 2 . 事業者の義務（契約書第10条参照）

- （１） サービスを提供する場合、ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- （２） 事業者は看護職員と連携し、ご利用者の体調及び健康状態に配慮した適切なサービスを実施します。

- (3) 非常災害時の対応マニュアルに基づき、ご利用者の身体、生命、財産等を災害から守るとともに、災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (4) ご利用者が受けている要介護認定の更新申請の手続きなどの援助を行います。
- (5) 事業者は施設サービス等の提供について記録を作成し、それを5年間保管します。この記録は、いつでもご利用者が閲覧できるとともに、複写物の交付も行います。
- (6) サービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- (7) ご利用者の口腔内（咽頭の手前まで）の痰の吸引及び、胃婁による経管栄養（栄養チューブ等の接続・注入を除く）を実施する介護職員について、看護職員との連携の下、主治医が承諾します。（説明書 兼 同意書）

1 3. 守秘義務（契約書第11条参照）

- (1) 事業者は、施設サービスを提供する上で知り得たご利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- (2) 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供します。
- (3) 事業者が高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に定める通報を行う場合は、守秘義務違反の責任を負わないものとします。

1 4. 身体拘束等の禁止（契約書第12条参照）

- (1) 事業者は、ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）を行いません。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。
- (2) 身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる措置を講じます。
 - ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとします。
 - ②身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - ③介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

1 5. 虐待の防止について（契約書第13条参照）

事業者は虐待発生の防止に向け、以下に定める事項を実施するものとします。

- (1) 事業者は、法人全体で虐待防止検討委員会を設けます。
- (2) 虐待防止検討委員会は、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、職員の研修の内容等を行います。場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ

電話装置等を活用して行うこともあります。

- (3) 事業所は、職員に対し、虐待発生の防止に向けた研修を定期的実施します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力を行います。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めるものとします。

16. ご利用者の注意義務等（契約書第14条、15条参照）

- (1) ご利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用していただきます。
- (2) サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者がご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを承諾していただきます。ただし、事業者はご利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- (3) ご利用者は、ホームの施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは、変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、相当の代価を支払っていただきます。
- (4) ご利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合にはご利用者と協議し、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決めます。
- (5) ご利用者は、ホーム内で事業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことは禁止させていただきます。

17. 損害賠償（契約書第16条、17条参照）

- (1) 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由によりご利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。また、第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
（事業活動包括保険に加入）
ただし、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して、損害賠償額を減じることができるものとします。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
 - ② ご利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
 - ③ ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
 - ④ ご利用者が、事業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

18. 契約の有効期間と終了

(1) 契約の有効期間（契約書第2条参照）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の1週間前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない限り、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

（２）契約の終了（契約書第１８条参照）

次の事由の場合は契約の終了となります。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② ご利用者が要介護認定の更新で要介護１又は２（やむを得ない事情により引き続き入居となる特例入所を除く）、要支援若しくは自立と判定された場合
- ③ ご利用者が他の介護保険施設等へ入居する場合
- ④ ご利用者と事業所との間で、ホームへの入居契約が終了した場合
- ⑤ 事業者が地震等の災害やその他やむを得ない事由により当施設でのサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 第１９条から第２１条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（３）ご利用者からの中途解約（契約書第１９条参照）

ご利用者は、利用料の変更に同意できない場合やご利用者が入院した場合には、本契約の有効期間中であっても即時に解約することができます。

（４）ご利用者からの契約解除（契約書第２０条参照）

ご利用者は、事業者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。この場合には、契約終了を希望する日の７日前までに事業者へ通知していただきます。

- ① 事業者が正当な理由なく本契約の施設サービス等を実施しない場合
- ② 事業者が第１１条に定める守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ④ 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、若しくは、傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（５）事業者からの契約解除（契約書第２１条参照）

事業者は、ご利用者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者が、正当な理由なく施設に支払うべき利用料の自己負担分を３ヶ月以上滞納し料金を支払うよう催告したにも関わらず、７日間以内に支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご利用者が入院し、その期間が３ヶ月を超える場合、若しくは、３ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。

（６）契約の終了に伴う援助（契約書第２２条参照）

本契約が終了しご利用者がホームを退居する場合、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、医療機関又は介護老人保健施設等の紹介など、必要な援助を行います。

１９．居室の明け渡し（契約書第２３条参照）

ご利用者は契約が終了した場合、居室の明け渡し及び遺留金品引渡しは、契約終了日の翌日から起算し、1週間以内に完了することとします。

また、遅滞した場合及び、遅滞する恐れがあり、運営上支障をきたす場合は、身元保証人へ運送することとします。この場合、運送費用はご負担いただきます。

<従来型個室の場合> 1日当たり

単位：円

利用者の負担	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
居住費	1,231				
食費	1,870				
合 計	8,991	9,691	10,421	11,121	11,811

<多床室の場合> 1日当たり

単位：円

利用者の負担	介護1	介護2	介護3	介護4	介護5
	5,890	6,590	7,320	8,020	8,710
居住費	915				
食費	1,870				
合 計	8,675	9,375	10,105	10,805	11,495

20. 原状回復の義務（契約書第24条参照）

ご利用者は、本契約を終了し居室を明け渡すときは、その居室の内装で、修理若しくは取替えの必要なものについて、その費用を負担していただきます。

21. 身元保証人（契約書第25条参照）

- （1）契約締結にあたり、身元保証人をお願いすることになります。
- （2）身元保証人には、これまで最も身近で、ご利用者のお世話をされてきたご家族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- （3）身元保証人は、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、ご利用者と連帯してその債務の履行義務を負うことになります。履行義務は、100万円を限度とします。
- （4）債務の元本は、ご利用者又は身元保証人が死亡したとき、その他民法465条所定の事由により確定し、当該事由の発生時点における債務額が元本額となります。
- （5）事業者は身元保証人の請求があったときは、遅滞なく利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
- （6）ご利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退居する場合に、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行うとともに、ホームと協力、連携して退居後のご利用者の受入先を確保するなどの責任を負うことになります。

- (7) ご利用者が入居中に死亡した場合においては、そのご遺体や残留品の引き取り、未払い債務の清算についても、身元保証人がその責任で行う必要があります。
- (8) 身元保証人が死亡等で契約内容の履行が不可能となった場合には、あらたな身元保証人をお願いします。
- (9) ご家族以外の身元保証人であっても、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等についてご通知させていただきます。
- (10) 身元保証人の住所及び電話番号（固定電話、携帯電話）の変更があった場合、すみやかにホームへ届けをお願いします。

2.2. 苦情処理（契約書第26条参照）

事業者は、その提供したサービスに関するご利用者及び身元保証人からの苦情に対して、苦情を受ける受付担当者および苦情解決責任者等を選任して適切に対応するものとします。

(1) 当施設における苦情や相談の受付

苦情・相談受付担当者	生活相談員 浅田 亜里紗
苦情解決責任者	施設長 藤本 智也
受付時間	午前9時～午後6時 (24時間、365日、電話でのご相談も受け付けます) 電 話：079-677-1901、 F A X：079-677-1988
第三者委員	澤田 忍（学識経験者） 株式会社澤田モータース 電 話：079-679-3183

- ☆ 苦情等はあさがおホールが受け付けて、第三者委員と協議の上第三者委員から連絡させていただきます。
- ☆ 第三者委員も苦情を受け付けることができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

兵庫県国民健康保険連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 078-332-5617 F A X：078-332-5650 受付時間 8：45～17：15 月曜日～金曜日
朝来市健康福祉部 高年福祉課	所在地 朝来市和田山町東谷213-1 電話番号 079-672-6124 F A X：079-672-4109 受付時間 8：30～17：15 月曜日～金曜日

※ 当法人は「弁護士法人 生駒法律事務所」と顧問契約を交わしています。

2.3. 家族会への入会

入居にあたり、ご家族の皆様には全員の方に家族会に入会していただきます。会費は主に各種郵送料、行事共催金等に充てます。会費は月額220円です。

2.4. 入居中の医療（契約書第10条参照）

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療の保証や義務付けではありません。

木村医院	朝来市立野366番地2
------	-------------

	内科、外科、消化器科
公立豊岡病院組合立 朝来医療センター	朝来市和田山町法興寺392番地
	入院：内科、外科、整形外科、療養 外来：内科（総合診療科）、消化器内科、循環器内科、 リウマチ科、外科、整形外科、心臓血管外科、 皮膚科、泌尿器科、 リハビリテーション科、放射線科
あきた歯科医院	兵庫県朝来市石田730番地

25. 緊急事態発生時の対応（契約書第10条参照）

ご利用者が、事故及び身体状況の急激な変化等で緊急に対応を必要とする状態になった場合は、速やかに身元保証人等へ連絡するとともに協力医療機関と連携しながら対処します。また、救急搬送が必要であると判断した場合は直ちに救急車の要請を行います。

26. 入院時の対応（契約書第21条参照）

- （1）3ヶ月以内の入院は、退院後再びホームに入居することができます。この場合、入院の翌日から6日間（月またぎの場合は最大12日間）の範囲で、1日当たり246円の外泊時費用をいただくこととなります。
- （2）入院した日数分の居住費として、1日1,231円（多床室の場合は、915円）をご負担いただきます。
- （3）3ヶ月を超えて入院する場合は契約が解除され、退居扱いとなります。この場合には退院後再び優先的にホームへ入居することはできません。しかし、併設されている短期入居生活介護（ショートステイ）をご利用できるよう努めます。

27. 施設利用上の留意事項（契約書第14条参照）

ホームのご利用にあたって、施設に入居されているご利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

（1）持ち込みの制限

持ち込みの制限は原則的には行いませんが、検討を要する物品等につきましては、その都度協議させていただきます。また、飲食物の持込は、賞味期限等を考慮して職員の判断で処分させて頂く場合がございます。

（2）訪問

- ・ご訪問はいつでもお越しいただけます。
※感染予防期間中につきましては、ご訪問の制限をさせて頂く場合がございます。
お越しになる前に、お電話で施設へご連絡ください。
- ・ご訪問時は必ず職員にお声をおかけいただき、訪問記録簿に記入してください。
※感染予防期間中につきましては、入館前に検温、症状の確認をさせていただきます。
また、マスクを持参いただき着用と手洗い、手指消毒にご協力ください。
発熱が認められる場合には、ご訪問は控えて頂きます。
- ・お見舞い品（飲食物）は職員にお預けいただくか、その旨職員にお伝え下さい。

（3）外出・外泊

- ・外出、外泊をされる場合は、事前に事業者の同意が必要です。
- ・外泊の翌日から当該月 6 日間(当該外泊が月をまたがる場合は最大 1 2 日間)の範囲で、1 日あたり 2 4 6 円 (1 割負担の場合) の外泊時費用と実際に外泊した日数分の居住費として 1 日 1, 2 3 1 円 (多床室の場合は、9 1 5 円) をご負担いただきます。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日の午後 6 時までに申し出下さい。前日の午後 6 時までに申し出があった場合には食事に係る自己負担額は徴収いたしません。

(5) 喫煙

敷地内、ホーム内とも禁煙となっておりますので、ご協力をお願いします。

(6) 入居時にお預かりするもの(原則)

医療保険証、後期高齢者医療被保険者証(7 5 才以上の方)、介護保険証、介護保険負担割合証、診察券

(7) 日常生活必需品

- ・ティッシュ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を実費負担で代行いたします。
- ・おむつ代は介護保険の給付対象となっています。
- ・下着やパジャマはリースも扱っています。

1 日当たりのリース料金は、パンツ 3 0 円、シャツ 4 0 円、パジャマ 1 0 0 円

- ・入居中、ご利用者の衣類、日用生活品については、汚れ及び傷み具合を確認しながら、職員の判断により、処理させて頂く場合がございます。また、ご家族が衣類の差し替え及び、衣替えを実施される際、施設は数量の確認が出来ないため、退居時等に数が合わない恐れがあります。

(8) 介護用品の利用

ご利用者の身体レベルや介護状態により適した車椅子やエアーマット、クッション等を試用して頂きます。その上で約 3 ヶ月を目途に選定を行い、ご家族様とのカンファレンスを持たせて頂き個人購入をお願いする場合があります。

2 8 . 協 議 事 項 (契 約 書 第 2 7 条 参 照)

本契約に定められていない事項について疑義が生じた場合には、ご利用者と誠意をもって協議します。